

規制の事後評価書

法令の名称：海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）

規制の名称：海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海域の占用許可等制度の創設

規制導入時の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
国土交通省港湾局海洋・環境課

評価実施時期：令和 7 年 1 月 30 日

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

経済産業大臣及び国土交通大臣が指定する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備のための促進区域内において、海域の占用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定の有効期間は 30 年を超えないこととするとともに、事業者は認定された計画に従って、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を行わなければならないこととする。

また、促進区域における海域の占用や土砂の採取等、当該海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある一定の行為について国土交通大臣の許可制とするとともに、当該海域においてみだりに船舶等を捨て、又は放置することを禁止することとする。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>		
		算出方法と数値
①案件形成状況	事前評価時	促進区域において民間主体で事業として海洋再生可能エネルギー発電設備の環境が整備されることが見込まれる。 今般の制度に基づいた再生可能エネルギーの導入の拡大は、長期エネルギー需給見通し（2015年経済産業大臣決定）で示された、安全性を大前提としつつ安定供給・経済効率性・環境適合を達成するエネルギーのベストミックスの実現に寄与する。 <指標> 【長期エネルギー需給見通しの実現により得られる便益（2030年度）】 ①安定供給：エネルギー自給率24.3%程度（2012年6.3%） ②環境適合：エネルギー起源CO₂排出量2013年度総排出量比21.9%減 ※エネルギー（海洋再生可能エネルギーを含む。）政策全体として長期エネルギー需給見通しを実現した場合の数値 <参考> ○再エネ海域利用法に基づく案件形成状況（2018年3月時点） ・0kW
	事後評価時	エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）に基づき、年間100万kW程度の区域指定を10年継続し、2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000万kW～4,500万kWの案件を形成することを目指すとされている。 <指標> 【再エネ海域利用法に基づく案件形成状況（2024年11月時点）】 ・約460万kW ※事前評価時には指標として長期エネルギー需給見通し（2015年経済産業大臣決定）を示しているが、事前評価後にエネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）が策定され、洋上風力発電に係る具体的な目標値が示されたところ、後者の方がより直接的に本規制の効果を測定できることから、エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）の目標値に変更した。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 海域の占有に関する計画の作成・提出に係る費用	事前評価時	—
	事後評価時	海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者が、公募に応じて選定事業者となろうとする場合には、促進区域内の海域の占有に関する計画を作成・提出することとなる。そのため、促進区域内の海域において海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者に当該計画の作成・提出に係る費用負担が発生した。本費用は各事業者の業務体制や事業の規模等の個々の事情によって異なるため示すことが難しいが、25 者（8 海域）が計画を作成・提出した。 <参考> ○選定事業者選定済海域における公募占有計画の総提出者数 25 者/8 海域（2024 年 11 月時点） ※公募占有計画を提出した事業者が選定事業者に選定されるか否かに関わらず、公募占有計画を提出する全ての事業者に計画策定・提出に係る費用負担が発生した。
② 海域占有に係る費用	事前評価時	—
	事後評価時	占有許可の申請にあたっては、工作物等の設計計算書等詳細な図面や関係者との調整に関する書類等を準備したことが想定される。また、促進区域内の海域において、占有を行う者には所定の占有料等の費用負担が発生した。これらの書類の作成にかかる作業量等や占有料の総額は、工作物等の種類、規模等や地域の実情等により大きく異なることから総額を示すことは困難である。 なお、占有料の算出の際に使用する単価の事例は以下のとおりである。 <参考> ○占有料 青森県沖の例（令和 5 年 11 月 14 日官報第 1102 号） ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）：占有面積一平方メートルにつき 1 年 85 円 ・その他：占有面積一平方メートルにつき 1 年 85 円 ・ケーブル等：長さ 1 メートルにつき 1 年 99 円

■行政費用

		算出方法と数値
① 海域の占有に関する計画の	事前評価時	—
	事後評価時	海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者が、公募に応

審査や評価、 認定等に係る 費用		じて選定事業者となろうとする場合には、促進区域内の海域の占有に関する計画を作成・提出することとなるが、経済産業省及び国土交通省には、下記の費用が発生した。 ・経済産業省及び国土交通省には、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備について、促進区域内の海域の占有等に係る計画を審査や評価、認定するために必要な手続の実施に係る費用負担 ・国土交通省には、選定事業者から認定公募占有計画に基づき促進区域内海域の占有等の申請があった場合に、占有の許可を与えるための審査等に係る費用負担 上記費用は、それぞれの海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者の検討状況や促進区域の自然的条件や地域の実情等により異なるため、総額を示すことは困難である。 なお、選定事業者選定済海域における公募占有計画の総提出者数は下記のとおりである。 <参考> ○選定事業者選定済海域における公募占有計画の総提出者数 25 者/8 海域（2024 年 11 月時点） ※公募占有計画を提出した事業者が選定事業者に選定されるか否かに関わらず、提出のあった全ての公募占有計画を審査する費用負担が発生する。
■その他の負担 —		

3 考察

- ・事前評価書に対しては、総務省より公募占有計画の策定及び占有許可申請等に係る遵守費用について定量化するようにとの指摘を受けているところ、これらの費用については、工作物等の種類、規模等や地域の実情等により大きく異なることから総数を定量化することは困難であったが、その参考となる数値について記載することとした。
- ・事前評価時に想定した課題は現在も継続しており、ベースラインについても社会経済情勢等の変化による影響は生じていないため変化がない。
- ・当該規制について、一定の遵守費用及び行政費用が発生しているものの、促進区域において民間の事業者を主体として海洋再生可能エネルギー発電設備が整備されており、エネルギー基本計画（2021 年 10 月閣議決定）で示された、2030 年までに 1,000 万 kW、2040 年までに 3,000 万～4,500 万 kW の案件形成目標に対して、2024 年 11 月時点で、再エネ海域利用法に基づき、年平均 100 万 kW 越のペースで 10 箇所の促進区域を創出している（合計約 460 万 kW）。また、副次的な影響又は波及的な影響の発生は確認されていない。
- ・以上により、当該措置は継続することが妥当である。